国家公安委員会規則第十四号

道路交通法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第四十三号)の一部の施行及び道路交通法施行令及

び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成二十五年政令第三百十

号) の施行に伴い、 指定講習機関に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年十一月十三日

国家公安委員会委員長 古屋 圭司

指定講習機関に関する規則等の一部を改正する規則

指定講習機関に関する規則の一部改正)

第 一 指定講習機関に関する規則(平成二年国家公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第五条第三号ロ中「第百十七条の四第四号」を「第百十七条の二の二第十一号」に改め、同号八中「禁

錮」を「禁錮」に改める。

(届 出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則の一部改正)

第二条 届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第一号)の

一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号口③中「第百十七条の四第四号」を「第百十七条の二の二第十一号」に改め、 同号

(4)中「第百十七条の四第四号」を「第百十七条の二の二第十一号」に、 _ 禁 錮⁻ を「 禁 錮」 に 改める。

(運転免許取得者教育の認定に関する規則の一部改正)

運転免許取得者教育の認定に関する規則(平成十二年国家公安委員会規則第四号)の一部を次のよ

うに改正する。

第二条第二号口中「第百十七条の四第四号」を「第百十七条の二の二第十一号」 に改め、 同号八中「第

百十七条の四第四号」を「第百十七条の二の二第十一号」に、 7 禁 錮⁼ をっ 禁 錮」 に改める。

運 転免許の拒否等の処分の基準に係る身体の障害の程度を定める規則の一 部改正

第四条 運転免許の拒否等の処分の基準に係る身体の障害の程度を定める規則(平成十四年国家公安委員会

規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第 一条中「別表第二の備考の二の11」 を「別表第二の備考の二の15」 に改める。

附則

十二月一日)から施行する。